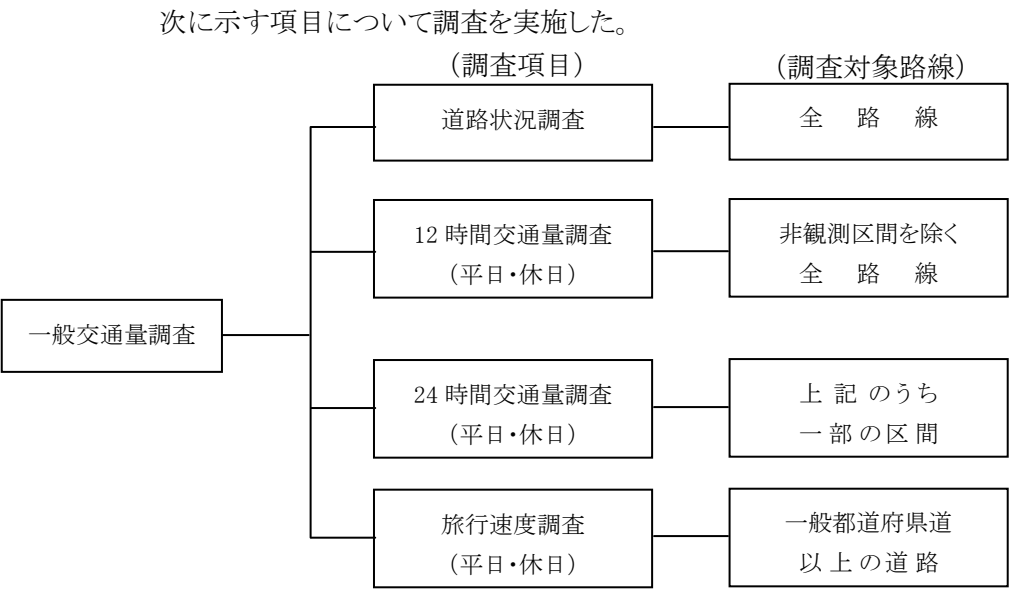


I 一般交通量調査の概要

1) 調査内容



2) 調査対象路線

国土開発幹線自動車道等、都市高速道路を含む一般都道府県道(指定都市の主要市道を含む)以上の全路線及び指定都市の一般市道の一部を対象に実施した。

〔調査対象路線数及び調査対象延長(知事管理道路のみ)〕		
道 路 種 別	路 線 数	路 線 延 長 (km)
一 般 国 道	21	509. 7
主 要 地 方 道	65	883. 6
一 般 府 道	175	829. 5
計	261	2222. 8

3) 調査日時

調 査 区 分		調 査 日	調 査 時 間 帯
平日	12 時間交通量調査	平成 17 年 10 月 4 日 (火)	午前 7 時～午後 7 時
	24 時間交通量調査		午前 7 時～午後 7 時(翌日)
休日	12 時間交通量調査	平成 17 年 10 月 2 日 (日)	午前 7 時～午後 7 時
	24 時間交通量調査		午前 3 時～午後 3 時(翌日)

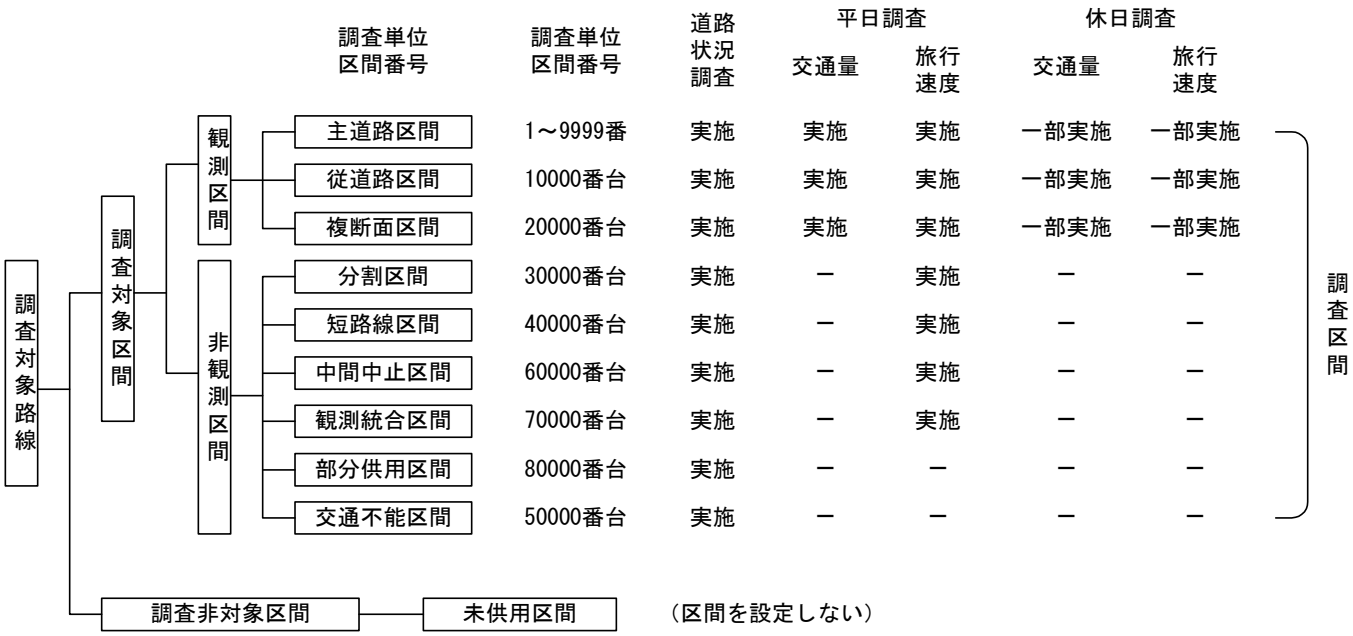
4) 調査実施機関

調査は道路管理者が行う。

5) 調査区間

(1) 調査区間について

調査区間は、次の図のように分類される。調査の対象となる最小の区間を「調査単位区間」という。それぞれの調査単位区間には、図の右側に示すような固有の番号を付する。これを「調査単位区間番号」という。調査区間が重用区間の場合は、上位路線に含め下位路線から除外した。



① 調査対象区間

「調査対象区間」とは、調査対象路線のうち調査の対象とする区間。

② 調査非対象区間

「調査非対象区間」とは、調査対象路線のうち、未供用区間であるために調査対象としない区間。

③ 観測相当区間

「観測相当区間」とは、調査対象区間を交通量及び道路条件等の著しい変化のない区間に分割したもの。

④観測区間

「観測区間」とは、観測相当区間のうち、交通量観測地点をもつ調査単位区間の総称。

⑤非観測区間

「非観測区間」とは、観測相当区間のうち、交通量観測地点をもたない調査単位区間の総称。

⑥調査単位区間

「調査単位区間」とは、調査の対象となる最小の区間で、次のものをいう。
「主道路区間」・「従道路区間」・「複断面区間」・「分割区間」・「短路線区間」・「中間中止区間」・「観測総合区間」・「部分供用区間」・「交通不能区間」

⑦主道路区間(0001～9999 の番号)

最も一般的な区間であり、都(区部及び市郡部ごと)道府県、支庁、指定市ごとに道路種別により、下記の番号で始まる一連番号を付した。

なお、番号は路線番号順および起点側から付した。

- ・高速自動車道国道・・・・・・・・・・0001～
- ・都市高速道路・・・・・・・・・・0501～
- ・一般国道・・・・・・・・・・1001～
- ・主要地方道(指定市の主要市道を含む)・・・・・・4001～
- ・一般都道府県道・・・・・・・・・・6001～

指定市の一般市道の番号は、一般都道府県道を付した後のあき番号より一連番号を付した。

- (例)一般都道府県道 6001、6002・・・・・・、6143
- 指定市の一般道 7001、7002・・・・

⑧従道路区間(10000 番台の番号)

バイパス等の供用で同一の路線が平行している区間。

⑨複断面区間(20000 番台の番号)

同一路線が高架部と平面部からなる複断面道路となっている区間のうち平面部の区間。

⑩分割区間(30000 番台の番号)

交通量及び道路条件には著しい変化はないが、都(区部及び市郡部)道府県、支庁、指定市境界にまたがっているために分割した区間の一方の区間。

⑪短路線区間(40000 番台の番号)

停車場線等のように延長が極めて短い路線(区間)。

⑫短路線区間(50000 番台の番号)

幅員、曲線半径、勾配、路面、建築限界、設計荷重その他の道路状況により、最大積載量4トン以上の貨物自動車が行き通れない区間。

⑬中間中止区間(60000 番台の番号)

地方道(主要地方道及び一般都道府県道)で平成11年度調査時の平日12時間交通量が4,000台未満の区間の一部。

⑭観測総合区間(70000 番台の番号)

一般道路(一般国道、主要地方道及び一般都道府県道)において、平成11年度の交通量がほとんど同一であると考えられる隣接する2調査単位区間の一方の区間。

⑮部分供用区間(80000 番台の番号)

部分供用等で交通量が非常に少なく、交通量観測を実施する必要がない区間。